

事務連絡
平成30年9月18日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各國公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県認定こども園主管課

御中

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
文部科学省高等教育局大学振興課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省初等中等局健康教育・食育課

平成30年度インフルエンザ施設別発生状況調査の開始について

インフルエンザについて、別添のとおり、厚生労働省より各都道府県・指定都市衛生主管部局宛てに平成30年8月28日付け事務連絡により、「『インフルエンザ施設別発生状況』に係る新シーズンの調査開始について」が発出されていますので、お知らせします。

各学校の設置者は、学校保健安全法第18条、学校保健安全法施行令第5条により、出席停止が行われたとき及び学校の休業を行ったときは、保健所と連絡することとされているところですが、本調査は、上記保健所への連絡について、各都道府県・指定都市衛生主管部局感染症対策担当課において取りまとめの上、厚生労働省に報告するものです。よって、各学校においては特段の作業等が生じるものではありませんが、各学校の設置者におかれでは、上記保健所への連絡について引き続き適切な対応をお願いします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。）に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校を含む。）に対して、国公立大学法人におかれましては各附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校に対して、都道府県認定こども園主管課におかれましては域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いします。

なお、本件調査の概要に関する問合せは、厚生労働省健康局結核感染症課までお願ひいたします。

【本調査の概要に関する連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課：03-5253-1111（代表）（内2036）

【本事務連絡に関する連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 学校保健・その他
初等中等教育局 健康教育・食育課 保健指導係（内2918）
- 専修学校・各種学校
生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室 専修学校第一係（内2939）
- 私立学校
高等教育局 私学部 私学行政課 法規係（内2532）
- 国立大学附属学校
高等教育局 大学振興課 教員養成企画室 教育大学係（内2909）
- 公立大学附属学校
高等教育局 大学振興課 公立大学係（内2418）

事務連絡
平成 30 年 8 月 28 日

文部科学省大臣官房総務課
法令審議室審議第 4 係 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「インフルエンザ施設別発生状況」に係る今シーズンの調査開始について

標記について、今般、別添（写）のとおり各都道府県及び指定都市衛生主管部（局）感染症対策担当課宛て連絡したところです。

つきましては、地方公共団体の貴課関係部局等への周知について、特段の御配慮方よろしくお願ひいたします。

なお、本調査は、学校保健安全法第 18 条に基づく学校の設置者から保健所への連絡について、その内容を各都道府県及び指定都市衛生主管部（局）感染症対策担当課において取りまとめの上、当課に対して報告するものであり、各学校においては特段の作業等が生じるものではありませんので、併せて周知くださいますようお願いします。

【担当】

厚生労働省健康局結核感染症課
感染症情報管理室情報管理係
電話：03-5253-1111（内線 2036）
E-mail:SARSOPC@mhlw.go.jp

事務連絡
平成 30 年 8 月 28 日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「インフルエンザ施設別発生状況」に係る新シーズンの調査開始について

インフルエンザ対策につきましては、例年、流行期に「インフルエンザに係るサーベイランスについて」（平成 23 年 3 月 31 日健感発 0331 第 1 号結核感染症課長通知）によりインフルエンザ施設別の発生状況の報告をお願いしてきたところです。本年も流行期を迎えるに当たり、平成 30 年 9 月 3 日から 9 月 9 日までの週に係る報告から、新シーズン分として報告をお願いします。

本調査については、感染症サーベイランスシステムを用いて報告して下さい。報告に当たっては、別添の注意事項に御留意の上、入力をお願いします。また、都道府県の担当課におかれましては、管内の市町村（指定都市を除く。）における発生状況を取りまとめの上、入力をお願いします。

報告いただいた内容は、インフルエンザ定点報告及びインフルエンザ入院サーベイランスの結果と併せて、毎週金曜日（休日の場合は翌開庁日）に報道発表する予定です。

貴課におかれましては、本調査の実施に遺漏なきを期されるとともに、都道府県の担当課におかれましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対し周知いただきますようお願いします。

別添

(注意事項)

- システムへの入力は都道府県・指定都市の担当者が行ってください。(インフルエンザ施設別発生状況調査については、都道府県・指定都市単位で入力を行うこととなっております。)
- 平成30年9月3日(月)から9月9日(日)までに係る報告から新シーズン分として入力してください。
- システムへの入力は翌週火曜日までに完了させてください(締切厳守)。翌週水曜日に集計を行うため、集計日当日に修正等がある場合は、厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室情報管理係に事前に連絡してください。
- 休校等の報告がない場合も必ず毎週「0」とシステムに入力を行ってください。
- 新シーズンでの初発例が確認された年月日について、厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室情報管理係に電話連絡の上、結核感染症課アドレス(SARSOPC@mhlw.go.jp)にメールで連絡してください。
- システムへの入力方法は、感染症サーベイランスシステム業務システム編感染症発生動向調査システム県・市向け操作マニュアル67ページから71ページを御覧ください。
- システムに関する御質問はNESIDヘルプデスクへお願いします。

電話番号 : 03-5740-8161
アドレス : nesid-helpdesk@toshiba-sol.co.jp